

明治四年五月十四日  
大社官幣  
所在千葉縣  
安房國安房郡  
安房村大字  
安房神社  
例祭八月十日

安房座神社

名神大月次新嘗

安房は國名、郡名等に同じ、○祭神天太玉命、一宮祀、○太神宮村に在す、地名例祭 月 日、○  
當國一宮也、記 ○式三、臨時 名神祭二百八十五座、略 安房國安房神社一座、  
連胤 按るに、一宮記、號「洲崎明神」といへり、是に依て古事記傳にも、今洲崎明神と申すと  
云る共に謬也、洲崎明神とは后神を稱すにて、則房總志料に、洲崎明神は后神天比理咩命  
也と云るぞ正しき、

鎮座

舊事紀、天皇 神武天皇元年、天富命於「安房地」立「太玉命社」、謂「安房社」是也、○古語拾遺云、  
逃于神武天皇、略 天富命更求「沃壤」、分「阿波齋部」率「往東土」播「殖麻穀」、略 天富命即於「其  
地」立「太玉命社」、今謂「之安房社」、故其神戶有「齋部氏」、

神位

續日本後紀、承和三年七月甲申、安房國無位安房大神奉「授」從五位下、同九年十月壬戌、奉  
「授」安房國從五位下安房大神正五位下、文德實錄、仁壽二年八月丙辰、安房國安房神、特加「  
從三位、三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉「授」安房國從三位勳八等安房神正三位、

神稅 社領

續日本後紀、承和十四年七月壬申、加「安房國大神」、並從神祭、正稅穀一百斛、○當代御朱印高  
三十石四斗

后神天比理乃咩命神社大元名洲崎神

后神は岐佐岐賀美、天は阿女と訓べし、比理乃咩は假字也、○祭神明か也○洲之宮村に在す、  
地名 今「二宮洲崎明神」と稱す、例祭 月 日、

神位

續日本後紀、承和九年十月壬戌、奉「授」安房國无位第一后神天比理乃咩命神從五位下、文德  
實錄、仁壽二年八月丙辰安房國大比理乃咩命神特加「從三位、三代實錄、貞觀元年正月廿七日  
甲申、奉「授」安房國從三位天比乃理刀咩命神正三位、

社領

當代御朱印高七石

雜事

扶桑見聞私記五云、治承四年八月廿九日、武衛令「若」安房國平群郡獵島云々、其夜當國洲崎  
明神ノ御寶前ニテ御念誦有テ「源ハ同ヲナガレノ石清水セキアケテタベ雲ノ上迄、」此明神  
ハ八幡大菩薩ヲ奉「祝、」同十云、治承五年二月日、下須宮神官等可「早令」安房國須宮免「除萬  
雜公事」云云、可「令」免除之狀如「件、」仍在應等宜承知勿「違失、」  
連胤 按るに、當社は八幡宮を祀ひ祭るにはあらず、然るに、源は同じ流れなどよみ給へる  
をよもへば、所謂時勢に従ひてかくは沙汰したるなるべし、又永享記に、太田道灌江戸城  
を築れたるとき、安房の洲崎明神を勧請して、神田明神と齋ひたるよし見えたるも、同日